

基本目標

現在、少子高齢社会の急速な進展や地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、支援が必要な一人暮らし高齢者の増加、高齢者等の孤立化、子供の貧困や虐待、引きこもり、地域の相互扶助の低下等、福祉や生活に対するさまざまな課題が深刻化する中、家族の絆、地域住民の支え合い、交流の大切さが重要視され「地域共生社会」と「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みがされています。

本会では、社会福祉法人制度改革が進められる中、これまで以上に透明性・公益性を確保し、多くの市民の皆様に参加・協力していただけるよう、活動努力と情報発信に努めてまいります。そして、社会福祉法に「市町村の区域内の地域福祉の推進を図ること」を目的に位置付けられた社会福祉協議会として、広く市民や社会福祉関係者との協働と、行政の『公共性』と、民間組織としての『自主性』という2つの側面を併せ持つ組織力を活かし、地域住民やボランティア、関係機関との連携を密に活動を行います。

今年度は第2次地域福祉活動計画の最終年にあたり、現計画を基本に、市民一人ひとりの福祉のニーズに対応していくことで市民の誰もが安心して、自分らしく、生きいきと、自立した生活ができる地域社会の実現に向け宮古島市地域福祉計画と一体化した地域福祉活動計画策定します。

重点目標

1、組織運営、経営基盤体制の強化

より安定した経営ができるよう、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、社会福祉協議会として組織運営体制を整備し継続的かつ安定的な経営をしていくほか、社会福祉協議会の目的である「地域福祉の推進」を確実に実践するために、地域の実情に応じた活動、事業ができるよう体制整備に取り組んでまいります。

2、職員の資質向上

新任職員の研修内容を強化するとともに、職員研修を全部門で実施し、個々の技術向上と変化する制度への対応を迅速に行い、地域住民から信頼される職員の資質向上に努めます。

3、事業の効率化

各部門の事業内容を精査しながら、実情に合った事業を行うと共に、地域福祉活動の効率的な実施を図ります。

4、活動財源の安定確保

社協会員会費、寄付金、赤い羽根共同募は、社協にとっては重要な地域福祉活動の財源であり、年間計画を立てながら役職員の協力を得て目標額達成のための取り組みを強化します。

5、部門間協働の強化

法人運営部門、受託事業部門、介護事業部門等社会福祉協議会の職員間での協働体制を強化し、ワンストップの体制づくりと、地域のあらゆる課題に迅速に対処できる体制を強化します。

6、活動拠点の安定確保

指定管理施設の老朽化等による閉鎖があるため、活動拠点の安定的な確保を図り、地域福祉活動、受託事業等の実施が支障なく行えるよう施設の優先的利用要請を行う。

7、地域福祉活動計画の推進

第2次地域福祉活動計画最終年度になるため、第2次地域福祉活動計画の検証を行い、次期地域福祉活動計画策定と宮古島市地域福祉計画を一体化した計画作成に向け宮古島市と連携をとります。

具 体 的 事 業

1、役員会議、課長会議、事業部門会議の開催

会長、副会長、事務局長、課長、各部門の意思の疎通と情報の共有化等を図るため定期的
に開催

(1) 役員会議

①毎月2回開催 ②構成：会長、副会長、事務局長、課長

(2) 課長会議

①毎月2回以上開催 ②構成：事務局長、課長

(3) 福祉サービス連絡会

①毎月1回を目安として開催

②構成：各部署担当職員

2、理事会、評議員会の開催

(1) 理事会

①年3回を目安として開催 ②構成：理事、監事

(2) 評議員会

①年3回を目安として開催 ②構成：評議員、監事

3、職員研修の実施

全職員を対象に、各部門、事業について理解を深めるため、年2回業務内容の研修、各部門間の意見交換を行い、業務の効率化、相談対応の迅速化を図る。

4、第三者委員会の開催

第三者委員の役割を、十分に発揮させるために苦情解決に参加させる機会を増やしていく工夫が求められています。定期的に苦情受付状況の報告を行うために第三者委員会の開催

(1) 第三者委員会

①必要に応じ第三者委員会を開催します。

②構成：第三者委員(2名)、会長、副会長、事務局長、課長

5、ふれあい生きいきサロン活動の充実強化

高齢者の居場所づくり、生きがいづくりのため、積極的にサロン活動の充実強化を図る。

(1) ふれあい生きいきサロンの拡大 (2) サロンボランティアの育成

(3) 介護予防普及啓発事業・ミニディサービス事業・地域における
生活困窮者支援等事業との連携

6、ボランティア活動の育成強化

ボランティアセンターの機能充実を図りながら、育成強化に努める。

- (1) 登録と斡旋
- (2) 協力校の推進、助成
- (3) 連絡会の開催
- (4) 体験学習の実施
- (5) 世代間交流事業
- (6) 活動講座の開催

7、地域福祉活動事業の推進強化

福祉活動専門員、地域福祉係、地域福祉活動コーディネーター、地域福祉権利擁護専門員等との連携を強化しながら、地域福祉活動の推進を強化する。

8、低所得者福祉活動援護事業

- (1) 生活福祉資金申込相談受付(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金)
- (2) 臨時特例つなぎ資金申込事務
- (3) 法外援護事業実施(給付等)
- (4) 歳末たすけあい義援金配分
- (5) フードバンク(んまんま)の実施

9、高齢者福祉活動事業

高齢者の自立した生活と、地域活動支援のため実施

- (1) 高齢者援護活動
 - ①ひとり暮らし高齢者へのヤクルト配布
 - ②ひとり暮らし高齢者世帯年末清掃活動
- (2) ふれあい生きいきサロンとミニディサービス事業
- (3) 高齢者交流事業の実施
 - ①ひとり暮らし高齢者激励会の開催
- (4) 要援護高齢者世帯への介護用機器の無料貸出
- (5) 宮古地区老人クラブの福祉大会、運動会、芸能大会等への活動支援協力
- (6) 宮古島市老人クラブ(各支部)への助成

10、児童青少年福祉活動事業

地域における児童生徒の安全確保と交流活動、新生児家庭の支援を目的に実施

- (1) 子供の遊び場と遊具の危険箇所点検
- (2) 困窮世帯児童への援護活動
- (3) 児童福祉週間の取り組み
- (4) おはなしフェスティバルの実施
- (5) 新生児家庭見守り支援事業の実施
- (6) 青少年非行防止運動の推進
- (7) 新入学児童激励事業

11、障がい児・者福祉活動事業

障がい者の自立支援と交流活動の促進のため実施

- (1) 宮古地区障がい者スポーツ大会への協力
- (2) 宮古地区障がい者フェスティバルの共催
- (3) 宮古地区知的障がい者スポーツ大会への協力
- (4) 重度障がい児・者への援護支援
- (5) 車椅子の無料貸出
- (6) 当事者団体への助成・協力(ピクニック、交流会支援)
- (7) 親の会等への助成・協力
- (8) 手話サークルへの助成・協力
- (9) ボッチャ大会開催
- (10) 沖縄県視覚障がい者音楽発表会への協力

1 2、母子・父子福祉活動事業

母子、父子家庭の交流活動、当事者団体支援、学習支援を行うため実施

- (1) 母子・父子世帯新入学児童激励会
- (2) 母子・父子世帯夏休み親子学習会
- (3) 母子寡婦福祉協会クリスマス会への支援
- (4) 親子ふれあいグラウンドゴルフ大会
- (5) 母子会の育成・協力
- (6) 母子寡婦福祉協会への助成
- (7) 沖縄県母子寡婦福祉大会への支援

1 3、福祉育成援護活動事業

福祉教育は“人づくり”を基本として、積極的に福祉教育活動を推進

- (1) 福祉講話と福祉体験学習の推進
- (2) 地域福祉懇談会の開催
- (3) 福祉施設の訪問と交流
- (4) 福祉啓発映画上映会開催
- (5) 福祉教育に関する宮古島市広報誌とホームページの活用
- (6) 自治会サポート助成（既存活動、新規活動支援）

1 4、小地域ネットワークの推進及び拡充

宮古島市地域福祉計画推進事業と連携し、小地域ネットワーク推進に努める。

1 5、災害時支援、防災、減災援護活動

宮古島市、関係団体と連携し災害時の支援活動、市民に対し防災、減災への理解を促進する活動の実施

防災訓練、災害時ボランティアセンター開設訓練実施

1 6、居宅介護支援事業（1事業所）

介護保険サービスの利用を行うためのプラン作成の支援

- ・宮古島市社協指定居宅介護支援事業所

1 7、訪問介護事業（2事業所）

自宅において身体の清潔保持、身の回りの清潔保持、食事介助等の支援

- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所しゃきょう、いらぶ

1 8、通所介護事業（2事業所）

送迎により日帰りで施設内での食事介護、入浴介助、日常生活訓練、健康チェック等で在宅生活の維持を図る

- ・宮古島市社協指定通所介護事業所いらぶ、ぐすくべ

1 9、小規模多機能型居宅介護事業（2事業所）

小規模多機能型居宅介護事業は、城辺地域密着型介護事業所(きゃーぎ)と下地・上野地域密着型介護事業所(たかやま)の指定管理を受け5年間運営します。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所“きゃーぎ”、
平成30年4月に、3期目の指定管理者指定を受けサービスを実施中
- ・小規模多機能型居宅介護事業所“たかやま”
平成31年4月より、3期目の指定管理者指定を受け事業を実施中
- (1) 通所サービス、訪問サービス、宿泊サービス(ショートステイ)の実施

- (2) 域連携、交流活動(運営推進会議、たかやま夏まつり等)
- (3) 「安心・安全・信頼」を共通理念にしてサービスを提供

20、障害者総合支援事業（2事業所）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する、障害福祉サービス

- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所しゃきょう、いらぶ

(1) サービス内容

- ・居宅介護

食事や入浴、トイレなどの介助

- ・生活介護

日常的な介護や見守り、生活支援などを必要としている方（原則として障害支援区分「3」以上であること）に対して、日中の介護、介助や見守り支援を行うほか、創作的活動や生産活動、地域との交流活動などを支援

- ・重度障害者等包括支援

最重度の障害（原則として障害支援区分が最重度の「6」であること）があり、常時の介護を必要としている方に対して、居宅介護や短期入所、生活介護など複数の介護サービスを組み合わせて支援

- ・同行援護

視覚障害により自力での移動が難しい方に対して外出時の支援

21、特定相談事業（1事業所）

障害のある方やご家族から障害福祉サービスを利用するにあたっての相談や、日常の相談を受付、障害福祉サービスの利用計画の作成を行い、在宅生活、在宅サービスを受ける支援を行います。

22、くらしのサポート事業（2事業所）

介護保険、障害者総合支援事業のメニューで行えないサービスを行うために宮古島市社会福祉協議会独自で実施

- ・宮古島市社協指定訪問介護事業所しゃきょう、いらぶ

23、受託事業、補助事業（【】内は委託者）

(1) 介護予防普及啓発事業（生きいき教室）【宮古島市】

概ね 65 歳以上の元気な高齢者を対象に、生きがいと社会参加を促進すると共に、家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等に対して、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的としている。

- ①高齢者介護予防の取り組み ②各種教養講座の実施 ③ピクニック等の実施

(2) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場くれよん）【宮古島市】補助事業

乳幼児（0 歳～5 歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置する事により、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る事を目的に実施。

- ①子育て親子の交流、つどいの広場の提供

- ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供

④子育て及び子育て支援に関する講習の実施

(3) 地域包括支援センターひらら、みやこ【宮古島市】

高齢者の保健医療の向上及び福祉増進の包括的支援事業

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④認知症カフェの実施
- ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務一体的に実施

(4) 移動支援事業【宮古島市】

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う事により地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事を目的に実施。

(5) 宮古島市地域福祉計画推進事業【宮古島市】

地域福祉活動のネットワーク化の推進を図ることによって、地域で福祉的支援等を必要とする要援護者への支援を行うとともに要支援者の自立生活支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の向上を図ることを目的に実施。

- ①小地域ネットワークの構築支援による、地域における住民支え合い活動の推進支援
- ②要援護者への支援及びケース検討会議の開催
- ③福祉制度の情報提供、災害時の対応の勉強会等の実施等

(6) 宮古島市長寿大学開設運営事業【宮古島市】

地域の高齢者が家に閉じこもらず、生きがいを高めるため、また、仲間づくりの輪を広げるためにレクリエーション活動や各種教養講座等を学習することにより充実した日常生活を創造し、健康づくりに寄与することを目的として実施。

- ①対象者：宮古島市に住む 60 歳以上の高齢者
- ②開設講座：書道、舞踊、大正琴、三味線等
- ③開設箇所：平良本校、西原分校、久松分校、池間分校、城辺本校、伊良部本校、下地本校、上野本校

(7) 日常生活自立支援事業（権利擁護）

（沖縄県社会福祉協議会よりは受託事業、宮古島市よりは補助事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、在宅での自立生活を支援するため実施。

- ①生活支援員連絡会の定期的な開催
連絡会を定期的で開催し、複雑化する利用者の課題に対応するため、研修や情報交換を通して生活支援員の援助技術の向上を図る。
- ②行政や関係機関との連携強化
県や市、介護保険事業所等との連携で、支援が円滑に行えるよう連携を強化

(8) 法人後見受任事業【宮古島市】

判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人又は補助人に就任することにより本人の権利擁護を図り、もって地域福祉の推進に寄与することを目的に実施。

- ①サービス内容

財産管理と生活上の相談や利用者の安心生活のため身上監護、
被後見人の適正な決定
運営推進委員会を設置し、専門家の意見により、後見人等の受任の判断を行う。
関係機関との連携
宮古島市、各種施設、日常生活自立支援事業と連携し後見の必要な市民の適正な利用を推進する

(9) 宮古島市地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

【宮古島市】

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通して、地域福祉の推進のため実施。

(19) 宮古島市（第1層・第2層）生活支援コーディネーター設置事業【宮古島市】

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図っていくことを目的に実施。

(12) 生活福祉資金貸付事務【沖縄県社会福祉協議会】

低所得者、障害者、高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談援助を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、生活困窮者の自立の促進を図る。

- ①総合支援資金、福祉資金、教育支援資金
- ②臨時特例つなぎ資金

24、一般旅客自動車運送事業

道路運送法第78条第2号に定める乗車定員11人未満の自動車で、運行時に寝台及び車椅子を固定することのできる設備を有する特殊用途自動車で旅客運送事業を行う。

25、宮古島市指定管理者運営事業

平成30年4月より3期目で5年間指定を受け運営

- ①平良老人福祉センター(旧宮古島市中央公民館)
- ②伊良部老人福祉センター
- ③宮古島市社会福祉センター
- ④宮古島市老人ディサービスセンター
- ⑤上野老人福祉センター

26、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動

- (1) 赤い羽根共同募金の説明会の開催
- (2) 赤い羽根共同募金の「空の美ら島便及び街頭募金」の取り組み
- (3) 赤い羽根共同募金運動の出発式の取り組み
- (4) 赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～12月31日）
- (5) 歳末たすけあい運動の実施（12月1日～12月31日）
- (6) 歳末たすけあい運動の義援金配分

27、民生委員児童委員活動の支援協力

民生委員の任務は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」とされています。社会福祉協議会も、地域福祉の増進が目的であり、民生委員児童委員と社協は常に「車の両輪」でなければなりません。よって、民生委員児童委員活動の重要性を十分に認識、理解し、積極的に支援協力を行います。

- (1) 定例会への協力
- (2) 友愛訪問の支援
- (3) 福祉カルテの整備協力
- (4) 各地区間の交流と研修会の開催
- (5) 民児協活動に関する連絡調整
- (6) 民児協活動への支援
- (7) 民児協事務の協力（事務担当者の配置）

28、調査広報活動

- (1) 福祉ニーズの実態把握と調査
- (2) 社協会員証の発行とチラシ作成
- (3) 社協だよりの定期発行(3回)
- (4) 宮古島市広報誌の活用
- (5) マスコミの活用
- (6) ホームページの活用 (URL <http://www.miyashakyo.jp>)

29、自主財源確保活動

- (1) 社協会員会費加入促進の取り組み強化
- (2) 赤い羽根共同募金の取り組み強化
- (3) 「福祉資金造成芸能チャリティー公演」の開催
- (4) チャリティーグラウンドゴルフ大会の開催
- (5) チャリティーバザーの実施